

## 知財教育分科会セッション

### ◆ ラウンドテーブル: 次の 10 年の知財教育の推進に向けて ◆

2001 年に知財立国宣言がなされ、2007 年には、日本知財学会に知財教育分科会の設置により、知財教育を学術的に研究する体制が整備され 10 年が経過した。すなわち、本年 2017 年は、知財教育研究の 10 周年を迎えた記念すべき年である。実際に、本年はわが国の知財教育推進において、大きな前進があった。その 1 つは、学会として「知財教育に関する政策提言」を発表したこと、次に 1 つは、内閣府に知財創造教育コンソーシアムが設置されたことである。

これらを背景に、本日の知財教育分科会セッションでは、内閣府知的財産戦略推進事務局から参事官を迎え、知財創造教育コンソーシアムの状況をお話いただく。出席者で情報共有を進めるとともに、政策提言との整合性について、かかる課題やその解決を議論することによって、知財教育の次の 10 年に向けての展望を図ることとしたい。

**【講演者】** 内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官 仁科 雅弘 様

**【内 容】** ご高話いただく内容の要点

- ① 知財創造教育コンソーシアムの第 1 回推進委員会
- ② 知財創造教育コンソーシアムの第 1 回検討委員会
- ③ 知財創造教育コンソーシアムの第 2 回検討委員会
- ④ 地方の知財創造コンソーシアムの状況

**【司会進行】** 知財教育分科会副代表 世良 清

(参考資料)

知財教育に関する政策提言

一般社団法人 日本知財学会  
知財教育分科会  
平成 29 年 3 月 15 日

#### 1. 提言の背景

我が国では 2002 年に出された知的財産戦略大綱により、知的財産立国のためには小学校段階からの系統的な知的財産（知財）教育が不可欠であると指摘された。これを受ける形でいくつかの教科の学習指導要領に知的財産に関する指導をすることを求める記載が追加された。著作権教育に関しては従来から実績があるものの、産業財産権等については小中学校段階では皆無に近い状況であった。知財を直接的な目的とする教科がないこと、教師自身が知財に関する指導を受けた

## 知財教育分科会セッション

### ◆ ラウンドテーブル: 次の 10 年の知財教育の推進に向けて ◆

経験がないことから、その指導はなお手探りの状態であり、担当する教師により取り扱う量、深みが大きく異なるのが現状である。知財教育は狭義には知財に関する指導を受けた経験がないことから、その指導はなお手探りの状態であり、担当する教師により取り扱う量、深みが大きく異なるのが現状である。知財教育は狭義には知財に関する法教育と捉えられるが、広義には知財を産み出す創造教育（文化芸術系と理系の双方）、産み出された知財と創出者を尊重するといったモラル教育、法的にどのように保護・活用されていくのかの法教育、新しい知財を活用して事業を起こす起業家教育、さらにはよりよい社会へと変革をもたらすイノベーション教育、またこれらを通じて確かな職業観を身に付けるキャリア教育まで包含、ないし連携して実施されるべきものである。後者の広義の知財教育を含めて一部の学校では先進的な取り組みがなされており、これらは本学会で取りまとめた書籍「知財教育の実践と理論」等に実践事例として取り上げられている。今後はこうした優れた取り組みを実施する学校を増やしていく、またどの学校でも一定程度以上の知財教育が担保されるといった水平展開が望まれる。

(中略)

#### 3. 提言の具体

- ・ 国家事業として知財教育を推進していることの周知を図ること
- ・ 知的財産の一部でなく全体を体系的に学ぶようにすること
- ・ 知財教育をより大きな教育体系の一部として適切に位置づけること
- ・ 幼少から優れた才能を発揮する知財人材の芽を伸ばす受け皿を整備すること
- ・ 特に理系の創造教育を推進すること
- ・ 普通高校における理系の創造教育を推進すること
- ・ 核となる教科を設定すること
- ・ 学校教育における適切な引用を厳格化すること
- ・ 教員養成課程において知財教育を必修にすること
- ・ 現職教員が知財教育を受ける仕組みを構築すること
- ・ 教育の一環で生まれる発明等に対する知財の取り扱い、個人情報保護環境の整備を行うこと
- ・ 学校教育における著作物の複製に関する特例措置の整理と適切な運用を行うこと